

2. 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

◆連結 該当ありません。

3. 自己資本の充実度に関する事項

◆単体

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	140,436	5,617	143,834	5,753
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	132,851	5,314	136,795	5,471
ソブリン向け	3,237	129	3,392	135
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,918	876	22,951	918
法人等向け	44,371	1,774	47,226	1,889
中小企業等向け及び個人向け	42,048	1,681	42,262	1,690
抵当権付住宅ローン	5,760	230	5,570	222
不動産取得等事業向け	1,737	69	1,457	58
3ヶ月以上延滞	429	17	333	13
出資等	1,066	42	971	38
出資等のエクスポージャー	1,066	42	971	38
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,900	76	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,842	73	1,842	73
その他	8,537	341	8,885	355
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③-2. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,724	348	8,179	327
ルック・スルー方式	8,724	348	8,179	327
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,140	△ 45	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,424	296	7,374	294
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	147,861	5,914	151,209	6,048

◆連結

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	140,427	5,617	143,825	5,753
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	132,842	5,313	136,786	5,471
ソブリン向け	3,237	129	3,392	135
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	21,918	876	22,951	918
法人等向け	44,371	1,774	47,226	1,889
中小企業等向け及び個人向け	42,048	1,681	42,262	1,690
抵当権付住宅ローン	5,760	230	5,570	222
不動産取得等事業向け	1,737	69	1,457	58
3ヶ月以上延滞	429	17	333	13
出資等	1,056	42	961	38
出資等のエクスポージャー	1,056	42	961	38
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,900	76	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,842	73	1,842	73
その他	8,538	341	8,886	355
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③-2. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,724	348	8,179	327
ルック・スルー方式	8,724	348	8,179	327
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,140	△ 45	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,424	296	7,374	294
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ + ロ)	147,852	5,914	151,200	6,048

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこととする。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のこととする。
 4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのこととする。
 5. 当金庫及び当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%